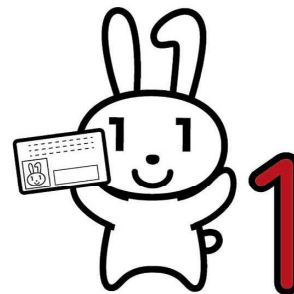


5. マイナンバーカードのここが知りたい!

マイナンバーカードの「こんなときどうしたらいいの?」

安芸高田市から転出した場合は?

マイナンバーカードはお引っ越し先の自治体でも引き続き利用できます。住所変更等の手続きが必要になりますので、転入手続きのときにマイナンバーカードとカード取得時に設定した暗証番号を用意してください。



市内で住所変更や氏名変更があった場合は?

マイナンバーカード表面の記載内容の修正手続き等が必要です。変更手続き時にマイナンバーカードとカード取得時に設定した暗証番号を用意してください。

電子証明書の有効期限ってあるの?

有効期限は電子証明書の発行日から5回目の誕生日までです。有効期間満了日の3か月前の翌日から更新手続きができます。手続きは本人がマイナンバーカードとカード取得時に設定した暗証番号を用意してください。

カードを盗難・紛失した場合は?

- ① マイナンバーカードの紛失や盗難にあった場合、次のフリーダイヤルにご連絡ください。
24時間365日、カードの機能を一時停止することができます。

連絡先：マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

聴覚障がい者専用 FAX

0120-601-785

- ② 警察に遺失届を提出してください。
(ご自宅で紛失している場合は不要です。)
- ③ カードが見つかった場合
見つかったマイナンバーカードと本人を確認できる書類(運転免許証、パスポート等)を持って、安芸高田市総合窓口課または各支所窓口係の窓口へ提出してください。

カードが
なくなっちゃった



大丈夫!!
慌てないで
手続きしてね



カードの再交付をしたい場合は?

紛失・盗難に伴うマイナンバーカードの再交付を希望する方は、本人を確認できる書類(運転免許証、パスポート等)を持って、安芸高田市総合窓口課または各支所窓口係の窓口にお越しください。再発行手数料1,000円(電子証明書を希望しない場合800円)がかかります。